





変更理由書

浪岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(青森県決定)の変更について

浪岡都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、平成23年8月の定期見直し以降、約10年が経過したところである。

今般、藤崎町より都市計画法第 15 条の 2 第 1 項の規定により都市計画の素案の申出があり、浪岡都市計画を所管する青森市と協議した結果、異議がなかった事から、このとおり変更し、浪岡都市計画より藤崎町行政区域を除外するものである。